

# 通所系事業所職員等に対するPCR検査の概要

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大を防ぐため、京都府内（京都市域を除く。）の高齢者及び障害者・障害児の通所系事業所に従事されている職員を対象に、PCR検査を実施します。

## 2 対象

京都府内（京都市域を除く。）の高齢者及び障害者・障害児の通所系事業所に従事する職員（事務職員、委託事業者の職員を含む。）

高齢者	通所介護（地域密着型を含む。）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
障害者・障害児	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス

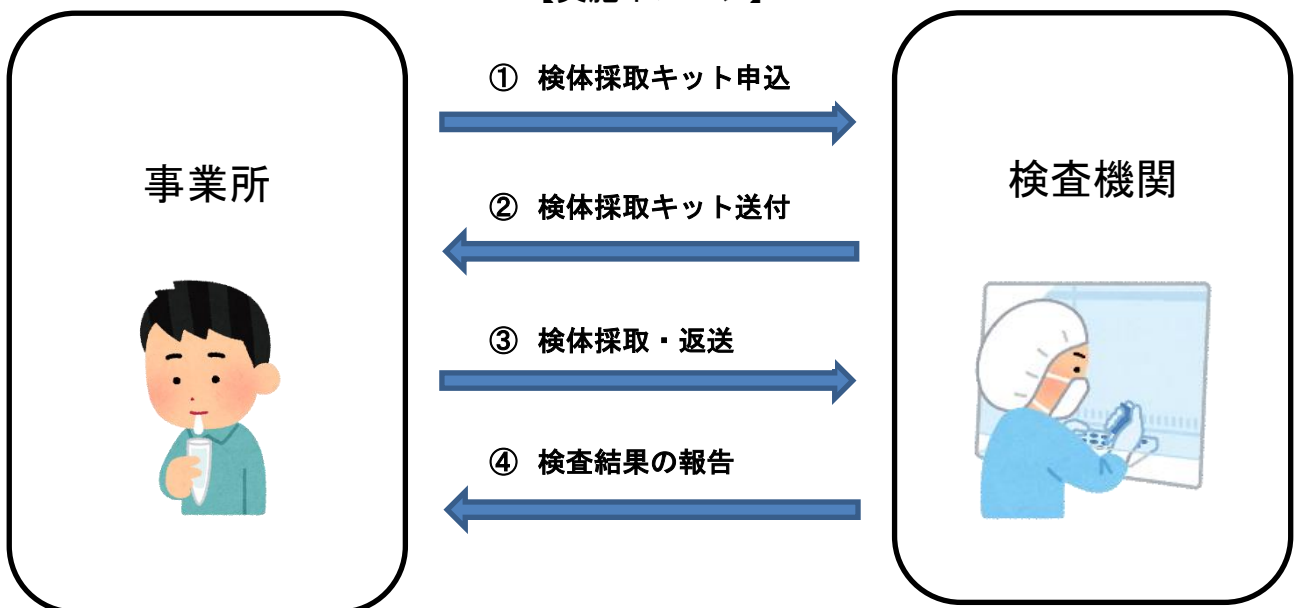
## 3 検査手順

民間検査機関（株式会社ナチュラル）への事業委託

- ・唾液検体は事業所職員が自己採取
- ・検体採取キット（唾液採取容器）の送付・回収、PCR検査は、民間検査機関が実施

※具体的な手順は、別添「検体採取キット申込から結果報告までの流れ」で確認してください。

### 【実施イメージ】



#### 4 検査の結果、陽性が発生した場合

事業所を管轄する保健所に電話連絡の上、別紙1-1又は別紙1-2「PCR検査陽性報告」の様式に必要事項を記入した上で、FAX送信してください。  
連絡先及びFAX送信先は以下のとおりです。

##### 【高齢者通所系事業所】

電話：管轄保健所の企画調整課

FAX：管轄保健所の企画調整課及び京都府高齢者支援課（別紙1-1の様式）

##### 【障害者・障害児通所系事業所】

電話：管轄保健所の福祉課

FAX：管轄保健所の福祉課及び京都府障害者支援課（別紙1-2の様式）

※それぞれの連絡先及び送信先は、別紙2-1又は別紙2-2のとおりです。

#### 5 留意事項

- (1) PCR検査の結果は、全て事業所に通知されます。個人情報取り扱いについて、十分に御留意ください。
- (2) PCR検査の結果、陽性と判明した場合は、以下の対応が必要になります。
  - 当該職員の自宅待機
  - 消毒や利用者・職員の健康観察など、感染防止措置の徹底
  - 保健所が実施する調査に対する協力
    - ・ 事業所内図面の提出
    - ・ 陽性者との接触状況がわかる資料の提出

※陽性となった方については、積極的疫学調査の実施に御協力いただきます。